

○上松町情報公開条例施行規則

令和5年3月7日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、上松町情報公開条例（令和5年上松町条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示請求書等)

第2条 条例第6条第1項の開示請求書は、公文書開示請求書（様式第1号）とする。

2 前項の開示請求書には、開示請求に係る公文書について、次に掲げる事項を記載することができる。

(1) 求める開示の実施の方法

(2) 事務所における開示（次号に規定する方法以外の方法による公文書の開示をいう。以下同じ。）の実施を求める場合にあっては、当該事務所における開示の実施を希望する日時

(3) 写しの送付の方法による公文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

(開示請求に対する措置)

第3条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

(3) 開示の実施の方法等の申出に係る事項

2 前条第1項の開示請求書に同条第2項各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 前条第2項第1号の方法による公文書の開示を実施することができる場

合（事務所における開示については、同項第２号の日時に実施することができる場合に限る。）　その旨及び前項各号に掲げる事項（前条第２項第１号に係るものを除く。）

(2) 前号に掲げる場合以外の場合　その旨及び前項各号に掲げる事項

3 条例第11条第１項の書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場合　公文書開示決定通知書
（様式第２号）

(2) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場合　公文書部分開示決定通知書
（様式第３号）

4 条例第11条第２項の書面は、公文書不開示決定通知書（様式第４号）とする。

（決定期間延長通知書）

第４条 条例第12条第２項の書面は、決定期間延長通知書（様式第５号）とする。

（決定期限特例適用通知書）

第５条 条例第13条の書面は、決定期限特例適用通知書（様式第６号）とする。
（事案移送通知書）

第６条 条例第14条第１項の書面は、事案移送通知書（様式第７号）とする。
（第三者保護に関する手続）

第７条 条例第15条第１項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求があった日

(2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第15条第２項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第15条第２項第１号又は第２号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

(2) 前項各号に掲げる事項

- 3 条例第15条第1項及び第2項の規定による通知は、公文書の開示に係る意見照会書（様式第8号）により行うものとする。
- 4 条例第15条第1項及び第2項の意見書は、公文書の開示に係る意見書（様式第9号）とする。
- 5 条例第15条第3項（条例第21条において準用する場合を含む。）の書面は、公文書開示決定結果通知書（様式第10号）とする。

（電磁的記録の開示の方法）

第8条 条例第16条第1項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 映画フィルム 次に掲げる方法

- ア 専用機器により映写したものの視聴
- イ 複製物の供与

(2) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

- ア 専用機器により再生したものの聴取
- イ 複製物の供与

(3) ビデオテープ又は録画ディスク 次に掲げる方法

- ア 専用機器により再生したものの視聴
- イ 複製物の供与

(4) 前3号に掲げるもの以外のもの 次に掲げる方法であって、町長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

- ア 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- イ 複製物の供与
- ウ 用紙に出力したものの閲覧又は交付

（開示の実施等）

第9条 公文書の開示は、町長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 公文書を閲覧し、視聴し、又は聴取する者は、当該公文書を丁寧に取り扱うとともに、これを汚損し、又は破損してはならない。

3 町長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められる者に対し、当該公文書の閲覧、視聴又は聴取の中止を命ずることができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第10条 条例第16条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第11条第1項に規定する通知があった日

(2) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る公文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合にあっては、当該部分ごとの開示の実施の方法）

(3) 開示決定に係る公文書の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その求める部分

(4) 事務所における開示の実施の日時の変更を希望する場合にあっては、その日時

(5) 写しの送付の方法による公文書の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 第3条第2項第2号の場合に該当する旨の条例第11条第1項に規定する通知があった場合（第2条第2項第1号の方法による公文書の開示を実施することができ、かつ、同項第2号の日時に実施することができない場合に限る。）における条例第16条第2項の実施機関が定める事項は、前項の規定にかかわらず、前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項とする。

3 条例第16条第2項の規定による申出は、開示の実施の方法等に係る申出書（様式第11号）により行うものとする。

4 第3条第2項第1号の場合に該当する旨の条例第11条第1項に規定する通知があった場合において、第2条第2項各号に掲げる事項を変更しないとき

は、条例第16条第2項の規定による申出を改めて行うことを要しない。

(再開示申出書)

第11条 条例第16条第4項の規定による申出は、再開示申出書(様式第12号)により行うものとする。

(写しの交付に要する費用等)

第12条 条例第17条ただし書に規定する費用は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、実施機関がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(諮問通知書)

第13条 条例第20条の規定による通知は、諮問通知書(様式第13号)により行うものとする。

(条例第24条第1項の実施機関が定める法人)

第14条 条例第24条第1項の実施機関が定める法人は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第3項に規定する法人とする。

(運用状況の公表)

第15条 条例第26条の規定による公表は、上松町広報に登載して行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第12条関係)

写しの作成種別等	写しの作成に係る費用
1 上松町が設置するモノ黒電子複写機により作成する場合	写し1枚につき10円
2 上松町が設置するカラー電子複写機により作成する場合	写し1枚につき50円
3 1及び2以外の方法により作成する場合	写し1枚につき当該作成に要する実費

4 写しの送付に要する費用	郵便料の実費
---------------	--------

様式第 1 号(第 2 条関係)

公 文 書 開 示 請 求 書

年 月 日

(実施機関名)

様

氏 名 〔法人等にあつては、名称 及び代表者等の氏名〕	
住 所 〔法人等にあつては、主たる 事務所の所在地〕	(〒 —)
電 話 番 号	— —

上松町情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の名称その他の公文書を特定するために必要な事項	
求める開示の実施の方法等	(この欄への記入については、請求される方の任意です。) 1 文書又は図画の場合 □閲覧 □写しの交付 〔□窓口 □送付〕 2 電磁的記録の場合 □専用機器による閲覧 □専用機器による視聴 □専用機器による聴取 □複製物の供与〔□窓口 □送付〕 □用紙に出力したものの閲覧 □用紙に出力したものの交付〔□窓口 □送付〕 ※ 電磁的記録については、技術的な事情により希望した方法による開示を実施することができないことがあります。
事務所における開示の実施を希望する日時	(この欄への記入については、請求される方の任意です。) 年 月 日 時 分から ※ 事務の都合により希望した日時に開示を実施することができないことがあります。

(注) 1 該当する□の中にレ印を付してください。

2 下の欄には記入しないでください。

処 理 状 況	1 即時開示				2 後日決定	
対象公文書	件 名					
	所 属 年 度	年度	担当課(所)	(電話番号 — —)		
備 考						

様式第 2 号(第 3 条関係)

公 文 書 開 示 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、上松町情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定しましたので通知します。

公 文 書 の 名 称		
求める開示の実施の方法等		
求めることができる開示の実施の方法等		
事務所における開示を実施することができる日時及び場所	日時	年 月 日 時 分から
	場所	(電話番号 — —)
開示の実施の方法等の申出に係る事項		
開示の実施の方法等に係る申出書の提出期限	年 月 日	
担 当 課(所)	(電話番号 — —)	
備 考		

- (注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、当該公文書の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 3 開示の実施の方法等に係る申出書の提出期限までに当該申出書を提出することができないときは、あらかじめ担当課(所)へ連絡してください。

様式第 3 号(第 3 条関係)

公文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、上松町情報公開
条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定しましたの
で通知します。

公 文 書 の 名 称		
開示をしない部分 及びその理由		
求める開示の実施の 方法等		
求めることができる 開示の実施の方法等		
事務所における開示 を実施することが できる日時及び場所	日 時	年 月 日 時 分から
	場 所	(電話番号 — —)
開示の実施の方法等 の申出に係る事項		
開示の実施の方法等 に係る申出書の提出 期限	年 月 日	
担 当 課(所)	(電話番号 — —)	
備 考		

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日か
ら起算して3月以内に上松町長に対して審査請求をすることができます(この決定があ
ったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から
起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6
月以内に、上松町を被告として(訴訟において上松町を代表する者は、上松町長とな
ります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知
った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年
を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、こ
の決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった
ことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起すること
ができます。

(注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
2 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当
該第三者から審査請求があったときは、当該公文書の全部又は一部を開示するこ
とができなくなる場合があります。
3 開示の実施の方法等に係る申出書の提出期限までに当該申出書を提出すること
ができないときは、あらかじめ担当課(所)へ連絡してください。

様式第 4 号(第 3 条関係)

公文書不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、上松町情報公開
条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書を開示しないことを決定しましたので通
知します。

公 文 書 の 名 称	
開 示 を し な い 理 由	
担 当 課(所)	(電話番号 — —)
備 考	

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日か
ら起算して3月以内に上松町長に対して審査請求をすることができます(この決定があ
ったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から
起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6
月以内に、上松町を被告として(訴訟において上松町を代表する者は、上松町長とな
ります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知
った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年
を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、こ
の決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった
ことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することが
できます。

様式第 5 号(第 4 条関係)

決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、上松町情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

公 文 書 の 名 称	
上松町情報公開条例 第12条第1項の規定 による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 の 理 由	
担 当 課 (所)	(電話番号 — —)
備 考	

様式第 6 号(第 5 条関係)

決 定 期 限 特 例 適 用 通 知 書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、上松町情報公開条例第13条の規定を適用することとしましたので、同条の規定により次のとおり通知します。

公 文 書 の 名 称				
上松町情報公開条例 第12条第1項の規定に よる決定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
開示請求に係る公文 書のうちの相当の部 分につき開示決定等 をする期間及び当該 期間内に開示決定等 をする部分	期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
	開示決定 等をする 部分			
上松町情報公開条例 第13条の規定を適用 する理由				
残りの公文書につい て開示決定等をする 期限	年 月 日			
担 当 課 (所)	(電話番号 — —)			
備 考				

様式第 7 号(第 6 条関係)

事 案 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、上松町情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。
なお、公文書の開示決定等は、事案の移送を受けた実施機関において行われます。

公 文 書 の 名 称		
移 送 先	実 施 機 関	
	担当課(所)	(電話番号 ー ー)
移 送 し た 日		年 月 日
移 送 の 理 由		
担 当 課 (所)		(電話番号 ー ー)
備 考		

様式第 8 号(第 7 条関係)

公文書の開示に係る意見照会書

第
年 月 日

様

(実施機関名)

印

上松町情報公開条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり_____に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

つきましては、当該公文書の開示決定等についてご意見があれば、別添「公文書の開示に係る意見書」により、 年 月 日までに回答してください。

公 文 書 の 名 称	
開示請求があった日	年 月 日
当該公文書に記録されている_____に関する情報の内容	
上松町情報公開条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	
意 見 書 の 提 出 先 (担 当 課 (所))	(電話番号 — —)
備 考	

(注) 「上松町情報公開条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由」欄は、上松町情報公開条例第15条第2項の規定により通知する場合のみ記入すること。

様式第 9 号(第 7 条関係)

公文書の開示に係る意見書

(実施機関名) 様

年 月 日

氏 名

(法人等にあつては、名称
及び代表者等の氏名)

住 所 (〒 —)

(法人等にあつては、事務
所又は事業所の所在地)

電 話 番 号 — —

年 月 日付け 第 号で照会のありました件について、次のとおり回答します。

該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。

- 1 公文書を開示されることについて支障がない。
- 2 公文書を開示されることについて支障がある。

(1) 支障がある部分

(2) 支障がある理由

様式第 10 号(第 7 条関係)

公文書開示決定結果通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

先に照会しました_____に関する情報が記録されている公文書について、上松町
情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書を開示することを決定しました
ので、同条例第15条第3項(同条例第21条において準用する同条例第15条第3項)の規定によ
り通知します。

公 文 書 の 名 称	
開 示 決 定 の 内 容	
開示決定により開示 される_____に 関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
担 当 課 (所)	(電話番号 — —)
備 考	

教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日か
ら起算して3月以内に上松町長に対して審査請求をすることができます(この決定があ
ったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から
起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6
月以内に、上松町を被告として(訴訟において上松町を代表する者は、上松町長となり
ます。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(この決定があったことを知
った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年
を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、こ
の決定について上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった
ことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することが
できます。
(注) 開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに審査請求をする必要があ
ります。

様式第 11 号(第 10 条関係)

開示の実施の方法等に係る申出書

年 月 日

(実施機関名) 様

氏 名

(法人等にあつては、名称
及び代表者等の氏名)

住 所 (〒 —)

(法人等にあつては、事務
所又は事業所の所在地)

電 話 番 号 — —

年 月 日付け 第 号で通知のありました開示決定について、
上松町情報公開条例第16条第2項の規定により、次のとおり開示の実施の方法等を申し出
ます。

上松町情報公開条 例第11条第1項に 規定する通知があ った日	年 月 日
求める開示の実 施の方法等	(通知書に記載された求める開示の実施の方法を 変更する場合は、通知書の「求めることができる開 示の実施の方法等」欄から希望する開示の実施の方 法を選択し、写しの送付の方法による公文書の開示 の実施を希望する場合にはその旨も併せて記入し てください。 なお、開示決定に係る公文書の部分ごとに異なる 開示の実施の方法を求める場合は、当該部分ごとの 開示の実施の方法を記入してください。)
開示決定に係る公 文書のうち、開示 の実施を求める部 分	(開示決定に係る公文書の一部について開示の実施を求める場合の み記入してください。)
事務所における開 示の実施を希望す る日時	(通知書に記載された開示の実施の日時の変更を希望する場合のみ 記入してください。) 年 月 日 時 分から ※ 事務の都合により希望した日時に開示を実施することができ ないことがあります。
備 考	

(注) 不要な部分を線で消すこと。

様式第 12 号 (第 11 条関係)

再 開 示 申 出 書

年 月 日

(実施機関名) 様

氏 名

〔法人等にあつては、名称〕
及び代表者等の氏名

住 所 (〒 —)

〔法人等にあつては、事務〕
所又は事業所の所在地

電 話 番 号 — —

年 月 日付け 第 号で通知のありました開示決定について、
上松町情報公開条例第16条第4項の規定により、次のとおり更に公文書の開示を受けるこ
とを申し出ます。

最初に開示を受け た日	年 月 日
求める開示の実施 の方法等	〔 通知書の「求める開示の実施の方法等」欄及び「求 めることができる開示の実施の方法等」欄から希望 する開示の実施の方法を選択し、写しの送付の方法 による公文書の開示の実施を希望する場合にはそ の旨も併せて記入してください。 なお、開示決定に係る公文書の部分ごとに異なる 開示の実施の方法を求める場合は、当該部分ごとの 開示の実施の方法を記入してください。 〕
開示決定に係る公 文書のうち、開示 の実施を求める部 分	(開示決定に係る公文書の一部について開示の実施を求める場合の み記入してください。)
事務所における開 示の実施を希望す る日時	(事務所における開示の実施を希望する方のみ記入してください。) 年 月 日 時 分から ※ 事務の都合により希望した日時に開示を実施することができ ないことがあります。
備 考	

(注) 不要な部分を線で消すこと。

様式第 13 号(第 13 条関係)

諮 問 通 知 書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名) 印

年 月 日付けの開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求について、上松町情報公開条例第19条第1項の規定により、次のとおり木曽広域連合情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条例第20条の規定により通知します。

公 文 書 の 名 称	
審 査 請 求 の 内 容	
諮 問 を し た 日	年 月 日
担 当 課 (所)	(電話番号 — —)
備 考	

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

様式第 4 号 (第 3 条関係)

様式第 5 号 (第 4 条関係)

様式第 6 号 (第 5 条関係)

様式第 7 号 (第 6 条関係)

様式第 8 号 (第 7 条関係)

様式第 9 号 (第 7 条関係)

様式第10号 (第 7 条関係)

様式第11号 (第10条関係)

様式第12号 (第11条関係)

様式第13号 (第13条関係)